

三豊市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等に対する監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年6月9日

三豊市監査委員 糸川 昇
三豊市監査委員 宝城 明

平成 29 年度

財政援助団体等監査結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 49 号
平成 29 年 6 月 9 日

三 豊 市 長 横 山 忠 始 様
三 豊 市 議 会 議 長 城 中 利 文 様

三 豊 市 監 査 委 員 糸 川 昇
三 豊 市 監 査 委 員 宝 城 明

平成 29 年度財政援助団体等に対する監査結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等に対する監査を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定により、次のとおり提出する。

1 「若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」の監査

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成 27 年度若者定住促進・地域経済活性化事業補助金に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

補助金の名称及び件数・金額

- (1) 若者定住促進・地域経済活性化事業補助金 79 件 75,220,000 円の
内、抽出による 2 件 2,000,000 円

2 監査の実施日

平成 29 年 5 月 8 日（月）

3 監査の方法

若者定住促進・地域経済活性化事業の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、交付目的に沿って補助金が適正かつ効率的に執行されているか、規則・要綱等に基づいた適切な事務処理ができているかを主眼として実施した。

監査にあたっては、政策部田園都市推進課に事前提出を求めた資料に基づき検査・照合を行うほか、所管課職員から説明を聴取し監査を実施した。

第2 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、一部について意見すべき事項が認められた。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘を行ったため記載を省略しているが、それらにも十分留意して適正な事務の執行に努めていただきたい。

【意見】

・行政文書の適正な管理について（田園都市推進課）

三豊市行政文書管理規程第3条・第10条・第14条等では、「文書の配布を受けた所管課の担当職員は、当該文書に受付印を押した上、文書管理システムへ登録しなければならない」「收受した文書により発送する場合の文書の記号及び番号は、当該收受文書の記号及び番号とする」等とある。

しかし、三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業補助金交付要綱第6条及び第10条に基づき提出された、補助金の交付申請書・実績報告書について、受付印は押されているが收受番号の記入がなかった。

規程に基づく適正な事務処理をしていただきたい。

2 「三野町複合型商工会館運営事業等補助金」の監査

第1 監査の概要

1 監査の対象

三豊市商工会に対する平成27年4月1日から平成28年3月31日までの次の補助金に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

補助事業名及び金額

(1) 三野町複合型商工会館運営事業 4,500,000円

(内訳)

交付対象	交付金額
複合型商工会館の運営に要する経費	1,100,000円
複合型商工会館建設のために借入れた高度化資金の償還に要する経費	3,400,000円

2 監査の実施日

平成29年5月8日(月)

3 監査の方法

三豊市商工会の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、交付目的に沿って補助金が適正かつ効率的に執行されているか、規則・要綱等に基づいた適切な事務処理ができているかを主眼として実施した。

監査にあたっては、政策部産業政策課に事前提出を求めた資料に基づき検査・照合を行うほか、所管課職員から説明を聴取し監査を実施した。

第2 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、一部について意見すべき事項が認められた。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘を行ったため記載を省略しているが、それらにも十分留意して適正な事務の執行に努めていただきたい。

【意見】

・規則・要綱の遵守について（産業政策課）

三豊市補助金等の交付手続等に関する規則第 8 条では、実績報告書の提出について「会計年度終了後 20 日以内に、規則に定められた書類を添えて市長に提出しなければならない」等とあり、三豊市商工会補助金交付要綱第 10 条第 2 項では、規則第 8 条第 2 項に規定する書類が定められている。

しかし、実績報告書の添付書類の一部に会計年度終了後 20 日を超えているものがあり、さらに要綱で規定している実績報告書の添付書類に不足しているものもあった。

今後は、規則・要綱を遵守し、適正な事務処理をしていただきたい。

また、債務負担行為に基づく補助金の支出及び土地使用貸借契約書の期間満了が近づいている。今後の方向性について、要綱の内容を含め協議・検討し、適正な事務処理をしていただきたい。

3 「がんばる企業応援事業補助金」の監査

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成28年度がんばる企業応援事業補助金の内、次の補助金に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

交付対象事業名	交付金額
「仁尾塩田株式会社」を活用した地域活性化事業	2,000,000円

2 監査の実施日

平成29年5月8日（月）

3 監査の方法

がんばる企業応援事業補助金の内、上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、交付目的に沿って補助金が適正かつ効率的に執行されているか、規則・要綱等に基づいた適切な事務処理ができているかを主眼として実施した。

監査にあたっては、政策部産業政策課に事前提出を求めた資料に基づき検査・照合を行うほか、所管課職員から説明を聴取し監査を実施した。

第2 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、一部について意見すべき事項が認められた。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘を行ったため記載を省略しているが、それらにも十分留意して適正な事務の執行に努めていただきたい。

【意見】

・適正な事務処理について（産業政策課）

三豊市ががんばる企業応援事業補助金交付要綱第 16 条に基づき提出された、補助金交付請求書の請求日が相違していた。

このような事務処理は軽微な誤りであり、細心の注意を払えば無くすることができる事案である。慎重且つ適正な事務処理をお願いする。